

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外7名

被告 久和 進 外4名

進行に関する意見書

2020年 9月13日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

- 1 御庁は、令和2年7月3日付け事務連絡において、原告らに対し、被告らが再稼働に向けた判断を行う際に考慮すべき資料を特定するとともに、それを考慮すべきと考える理由を準備書面で明らかにすることを求め、また、今後の大まかな立証スケジュールを明らかにすることを求めている。
- 2 しかし、本件においては、善管注意義務の内容や履行に関する資料は被告ら及び北陸電力に偏在している。例えば本件では、①福島第一原発事故後に本件原発を再稼働するかどうかを決定するにあたりどのような事項を検討したか（訴状及び原告第8準備書面で示した事項を検討したか）、②どのような資料に基づいてそれを検討したか、③その資料は誤ったデータや知見に基づくものではなかったか、④その資料は再稼働推進に偏った内容ではなかったか、⑤その資料に基づく判断が合理的であったか、といった事項を明らかにする必要があるところ、それらを明らかにする資料のほとんどは被告ら及び北陸電力に偏在している。

原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、第4準備書面で主に上記①にかかる事

項を明らかにするよう求めたが、被告ら及び北陸電力は実質的な回答をほとんど行っていない。このような状況の下では、上記資料の特定及び立証スケジュールを明らかにすることは不可能であり、今後も充実した審理を実現することは不可能である。

- 3 原告らは、上記事務連絡を踏まえて再構成等した被告ら及び北陸電力に対する求釈明書を2020年11月末日までに提出する予定であり、被告ら及び北陸電力がこれに適切に回答を行えば、速やかに上記資料の特定及び大まかな立証スケジュールを明らかにする予定である。

以 上